

武蔵村山市重層の支援体制整備事業  
実施計画

【令和8年度】

武 蔵 村 山 市



## 目 次

第 1	実施計画策定の背景・実施目標	1～2
1	実施計画策定の背景	1
2	実施目標	1～2
第 2	計画の位置付け・期間・検討体制	2
1	計画の位置付け	2
2	計画期間	2
3	検討体制	2
第 3	重層的支援体制整備事業の概要・連携体制の構築	3～5
1	概要	3～4
2	関係制度等との連携体制の構築について	5
3	地域福祉エリアを基盤とした小地域プラットフォームを展開するための体制整備	5
第 4	武蔵村山市における重層的支援体制整備事業の全体像	6
第 5	重層的支援体制整備事業の支援フロー	7
第 6	重層的支援体制整備事業の実施体制	8～19
1	包括的相談支援事業	8～12
2	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	13
3	多機関協働事業	14～15
4	参加支援事業	16
5	地域づくり事業	17～19
第 7	会議体の設置・運営	20
第 8	連携体制及び評価・進行管理	21～23
1	連携体制	21
2	計画の評価及び進行管理	22～23
第 9	資料編	24～27
1	用語解説(関連性別分類(50音順))	24～26
2	重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討委員会の開催状況等	27



## 第1 実施計画策定の背景・実施目標

### 1 実施計画策定の背景

近年、少子高齢化、人口減少、家族構成の変化などに伴い、多様化する社会課題への対応の重要性が増しています。地域社会では、高齢者、障害者、子育て世帯、貧困層など、さまざまな支援を必要とする方々が増加しており、これらの課題解決には従来の福祉サービスのみならず分野を横断した包括的な支援体制が求められています。その一方で、コミュニティの弱体化や住民同士の関係性の希薄化が進行しており、孤立や複雑化する課題への対応は自治体や地域の新たな課題ともなっています。

こうした状況下で、改正社会福祉法（令和3年4月施行）において、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、住民同士のつながりを軸にした地域全体で課題解決を目指す「重層的支援体制整備事業（以下「本事業」といいます。）」が創設されました。

本市においても、地域住民の多種・多様な支援ニーズを受け止める力を高めていくため、これまでの取組を活かしながら、本事業を適切かつ効果的に実施するため、武蔵村山市重層的支援体制整備事業実施計画（以下「本計画」という。）を策定します。

### 2 実施目標

本計画は、「第五次武蔵村山市地域福祉計画」において掲げる基本目標である「地域を支える人づくり」「市と市民が一体となった地域づくり」「包括的な支援の仕組みづくり」をもとに、地域住民が孤立せず、誰もが地域社会の一員として安心して生活できる環境を整備するため、以下の事項を目標とし本事業を進めます。

## 【実施目標（事項別）】

項番	実施目標 ※（ ）内は第五次地域福祉計画における基本目標	内容
1	支援の包括化・連携強化 （包括的な支援の仕組みづくり）	分野や制度を横断して複数の課題を抱える人々に対応できる支援体制を整備し、福祉、教育、就労など生活困難な方々に応じた生活全体を支える幅広い（包括的）支援、サービスを提供します。
2	地域住民のつながり促進 （地域を支える人づくり）	地域住民同士の関係性を再構築することで孤立化を防ぎ、互いに支え合う地域社会を作り上げます。
3	個別化された支援の確立 （包括的な支援の仕組みづくり）	一人ひとりの状況に応じた個別化された支援を目指し、生活課題を適切に解消する枠組みを構築します。
4	地域資源の活用促進 （市と市民が一体となった地域づくり）	地域にある資源（人材、団体、施設等）を最大限活用し、地域が持続可能な形で課題解決を図る仕組みを構築します。

## 第2 計画の位置付け・期間・検討体制

### 1 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の5に基づき、策定するものです。

### 2 計画期間

令和8年度（1年間）

### 3 検討体制

本計画は、庁内関係部署により構成する「武蔵村山市重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討委員会」において、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する方（以下「支援関係機関」といいます。）並びに地域住民からの意見を踏まえ、検討・審議を行いました。

### 第3 重層的支援体制整備事業の概要・連携体制の構築

#### 1 概要

本事業は、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を具体化するための手法であり、社会福祉法第106条の4に基づき「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

本事業では、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した課題については、支援関係機関の連携により支援を行います。あわせて、自ら支援につながる方が難しい方や必要な支援が届いていない方には支援機関による訪問支援（以下「アウトリーチ」といいます。）等により本人との関係性の構築に向けた伴走的支援を行うほか、支援が必要な方のニーズを聞き取り、社会とのつながりをつくる参加支援や地域住民同士の関係性を構築するための地域づくりに向けた支援を行います。これらの支援が相互に重なり合いながら、生き辛さを抱え、日々の生活が困難な方に寄り添い、伴走する支援体制を構築することで、地域共生社会の実現を目指します。本事業の実施にあたっては、地域共生社会の理念及び国の重層的支援体制整備事業実施要綱の内容を踏まえて実施します。

【重層的支援体制整備事業の各事業】

3つの支援	機能	既存制度の対象事業	
I 属性を問わない相談支援	包括的相談支援事業	高齢	地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46）
		障害	障害者相談支援事業（障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号及び同法第77条の2）
		子ども	利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第22項）
		困窮	生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項）
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 <b>新</b>	訪問等により継続的に繋がり続ける機能（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項第4号）	
	多機関協働事業 <b>新</b>	世帯と取り巻く支援関係者全体を調整する機能（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項第5号）	
II 参加支援	参加支援事業 <b>新</b>	社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、社会参加への支援や見守り等居住支援等を提供（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項第2号）	
III 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	高齢	一般介護予防事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45条）
			生活支援体制整備事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45条）
		障害	地域活動支援センター事業（障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第9号）
		子ども	地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第9号）
		困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項第3号） <b>新</b>

## 2 関係制度等との連携体制の構築について

包括的な支援体制の構築にあたっては、分野を超えた横断的な連携体制の整備が必須となるため、本事業の各法定事業以外の事業・制度等、また、福祉の分野以外の部局との連携を目指すため、以下の体制を構築します。

### (1) 相談支援包括化推進員の配置

武蔵村山市健康福祉部福祉総務課市民なやみごと相談係に属する者及び地域福祉コーディネーターの職務を担う者を、相談支援包括化推進員として配置します。

### (2) 相談支援包括化推進員の役割

相談支援包括化推進員は地域生活課題を抱える者に対する包括的な支援、相談支援包括化ネットワークの推進、地域生活課題を抱える者から支援関係機関等に相談があった場合における相談支援包括化推進員への連絡体制の構築、新たな地域資源創出のための取組を担います。

## 3 地域福祉エリアを基盤とした小地域プラットフォームを展開するための体制整備

包括的な支援体制を整備するため、本市の地域福祉計画では地域福祉活動のエリアとして市内を4つのエリアに分け「地域福祉エリア」として設定しています。

一方で、小地域プラットフォームは地域福祉エリアを含む小地域内で、住民や福祉関係者、企業など多様な主体が連携し、地域課題に取り組むための仕組みや場を指し、情報共有や協働を促進する役割を持ちます。

本事業では、地域福祉エリアを基盤とし、小地域プラットフォームを展開する土台を形成するため、以下の取組を行います。

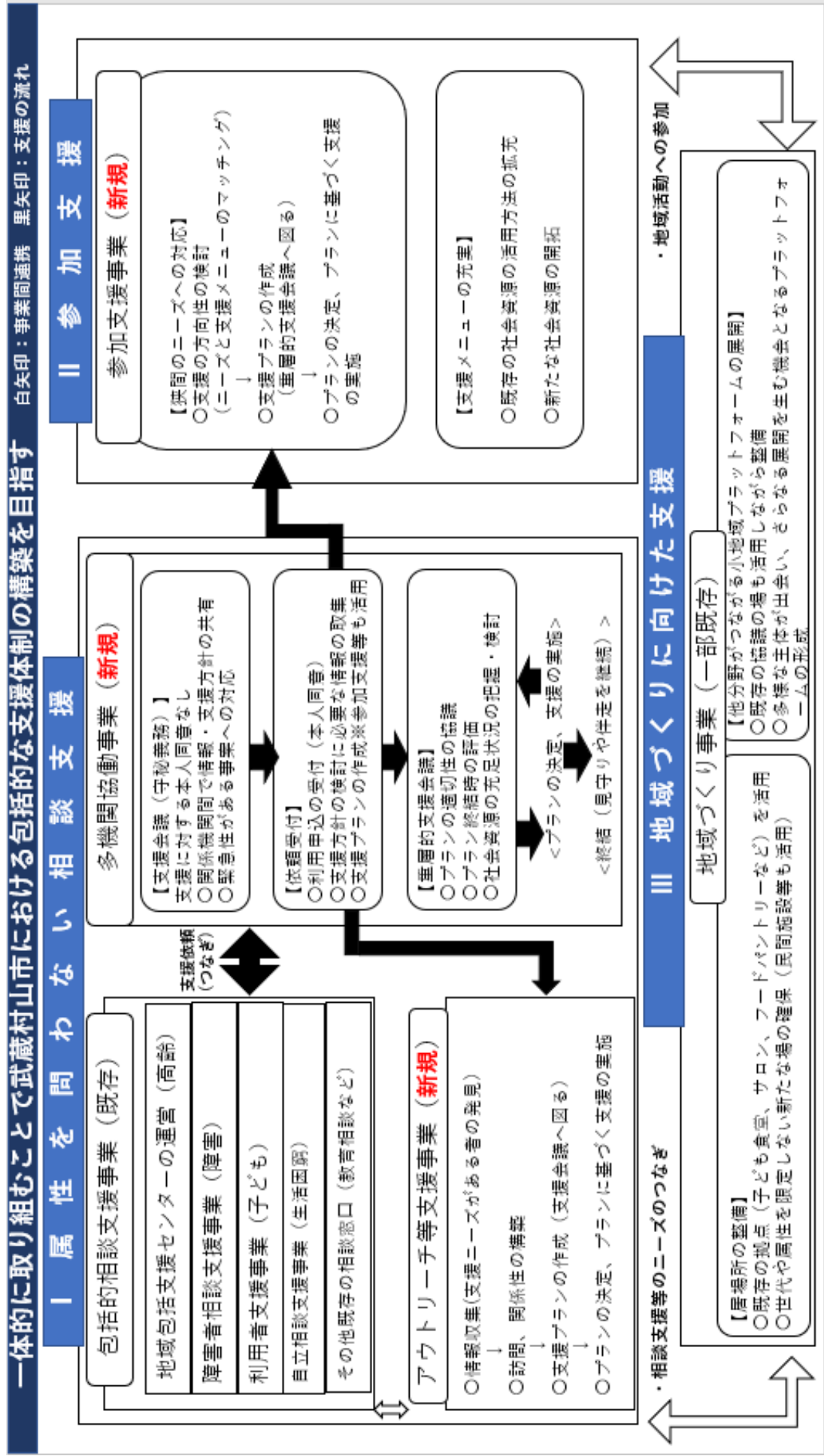
### (1) 地域づくり事業に関係する支援機関との連携

多様な主体が連携し地域課題に取り組むため、各福祉分野が実施している地域づくり事業に関わる支援関係機関と連携し情報を共有することで生活全体を支える幅広く横断的な支援を展開する体制整備を図ります。

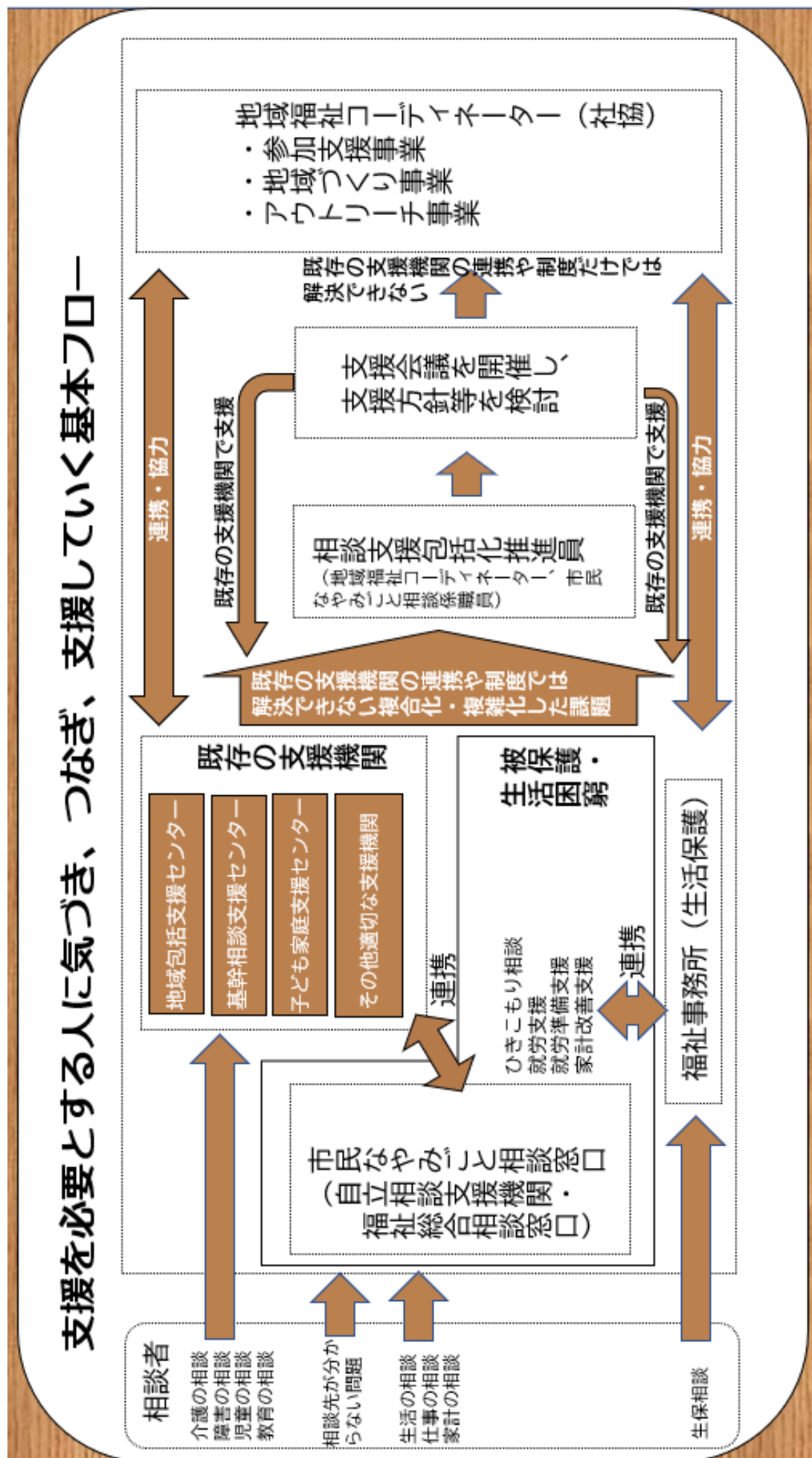
### (2) 地域資源の発掘・整理

地域住民や団体同士の協働活動を促進するため、(1)の取組を通じて地域資源を発掘し整理していきます。

第4 武蔵村山市における重層的支援体制整備事業の全体像



第5 重層的支援体制整備事業の支援フロー



## 第6 重層的支援体制整備事業の実施体制

### 1 包括的相談支援事業

高齢、障害、子ども、生活困窮の分野ごとに行われている相談支援を一体として実施し、相談支援の各事業者が、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

受け止めた相談のうち、当該相談支援事業者のみでは解決が難しい場合には、他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行うとともに、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関の間での役割分担が必要な事例の場合には、多機関協働事業につないで支援を行います。

#### 【支援の展開】

対象分野	高 齢				
事業名 (根拠法令)	地域包括支援センターの運営 介護保険法第115条の46				
相談支援機関名称	北部地域包括支援センター 南部地域包括支援センター 西部地域包括支援センター 緑が丘地域包括支援センター	内 容	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるように、保健（保健師等）・介護（主任ケアマネジャー等）・福祉（社会福祉士等）という3分野の専門職が連携しながら、地域の高齢者やその家族に対し総合的な支援を提供しています。		
基本となる対象者	地域の高齢者とその家族				
設置個所数	4か所	運営形態	委託	所管課	高齢福祉課

対象分野	障 害				
事業名 (根拠法令)	(障害者) 相談支援事業				
	障害者総合支援法第77条第1項第3号及び同法第77条の2				
相談支援機関名称	障害者地域自立生活支援センター	内容	障害児・障害者やその保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供・助言・連絡調整、その他の支援を総合的に提供しています。		
基本となる対象者	地域の身体障害・知的障害のある方やその家族、介護を行う方など				
設置個所数	1か所	運営形態	委託	所管課	障害福祉課

対象分野	障 害				
事業名 (根拠法令)	(障害者) 相談支援事業				
	障害者総合支援法第77条第1項第3号及び同法第77条の2				
相談支援機関名称	障害者就労支援センター「とらい」	内容	障害のある方の就労支援を提供しています。		
基本となる対象者	地域の身体障害・知的障害・精神障害のある方やその家族				
設置個所数	1か所	運営形態	委託	所管課	障害福祉課

対象分野	障 害				
事業名 (根拠法令)	(障害者) 相談支援事業				
	障害者総合支援法第77条第1項第3号及び同法第77条の2				
相談支援機関名称	障害者基幹相談支援センター	内容	障害のある方が安心して地域生活を送れるよう、相談支援事業所等との連携を図り、相談支援体制の充実と強化に取り組めます。		
基本となる対象者	地域の身体障害・知的障害・精神障害のある方やその家族、支援関係機関等				
設置個所数	1か所	運営形態	委託	所管課	障害福祉課

対象分野	子ども				
事業名 (根拠法令)	利用者支援事業【こども家庭センター型】				
	子ども・子育て支援法第59条第1号				
相談支援機関名称	子ども家庭センター	内容	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置意義や機能を統合し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を提供します。		
基本となる対象者	妊産婦、子どもとその家庭				
設置個所数	1か所	運営形態	直営	所管課	子ども子育て支援課

対象分野	子ども				
事業名 (根拠法令)	利用者支援事業【特定型】				
	子ども・子育て支援法第59条第1号				
相談支援機関名称	子ども育成課（保育コンサルジュ事業）	内容	保護者が保育サービスを適切に選択し、かつ、円滑に利用できるよう、保育サービスに係る情報の集約・提供、相談対応、利用の支援・援助を行います。		
基本となる対象者	保育施設等入所（希望）者				
設置個所数	1か所	運営形態	直営	所管課	子ども育成課

対象分野	子ども				
事業名 (根拠法令)	利用者支援事業【妊婦等包括相談支援事業型】				
	児童福祉法第6条の3第22項、子ども・子育て支援法第59条第1号				
相談支援機関名称	子ども家庭センター	内容	妊婦等に対して面談等により必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施し、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談等の援助を行います。		
基本となる対象者	主に妊婦及びその配偶者等				
設置個所数	1か所	運営形態	直営	所管課	子ども子育て支援課

対象分野	生活困窮/すべての方				
事業名 (根拠法令)	(生活困窮者) 自立相談支援事業				
	生活困窮者自立支援法第3条第2項各号、社会福祉法第106条の4第2項第1号				
相談支援機関名称	市民なやみごと相談窓口	内容	属性を問わず、生活上の様々な不安や課題を相談できる福祉の総合相談窓口です。自立相談支援機関として具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら就労、居住などの自立に向けた支援を行うほか、複合的な課題については支援関係機関と連携して、包括的な支援を行います。		
基本となる対象者	すべての方（ご本人の認識に関わらず、困りごとを抱えたすべての市民）				
設置個所数	1か所	運営形態	直営 / 委託	所管課	福祉総務課

対象分野	生活困窮/すべての方				
事業名 (根拠法令)	新重層的支援体制整備事業				
	社会福祉法第106条の4第2項第1号				
相談支援機関名称	武蔵村山市社会福祉協議会		内容	経済的な事情等による生活にお困りの方を対象とし、地域福祉コーディネーターが地域住民に身近な場所等で相談に応じ、食料提供により当面の支援を実施する「フードパントリー」を行います。また、複合的な課題を抱える方については支援関係機関と連携して、包括的な支援を行います。	
基本となる対象者	すべての方（経済的な事情等により生活にお困りのすべての市民）				
設置個所数	市内各所	運営形態	委託	所管課	福祉総務課

## 2 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業です。

ひきこもり状態にある等、本人から支援の申し出を得ることができない状態であることも踏まえて、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築を重視し、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、支援対象者の早期発見のため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等に係る情報を幅広く収集します。

### 【支援の展開】

対象分野	すべての方				
事業名 (根拠法令)	新重層的支援体制整備事業(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)				
	社会福祉法第106条の4第2項第4号				
相談支援機関名称	武蔵村山市社会福祉協議会	内容	福祉の総合相談窓口である「市民なやみごと相談窓口」と連携し、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターにより、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得ながら、本人とのつながりを形成するために時間をかけた働きかけを行い、関係性をつくる「アウトリーチ」による支援を行います。		
基本となる対象者	ひきこもり状態の方やセルフネグレクト状態の方 など				
設置個所数	1 か所	運営形態	委託	所管課	福祉総務課

### 3 多機関協働事業

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う事業です。

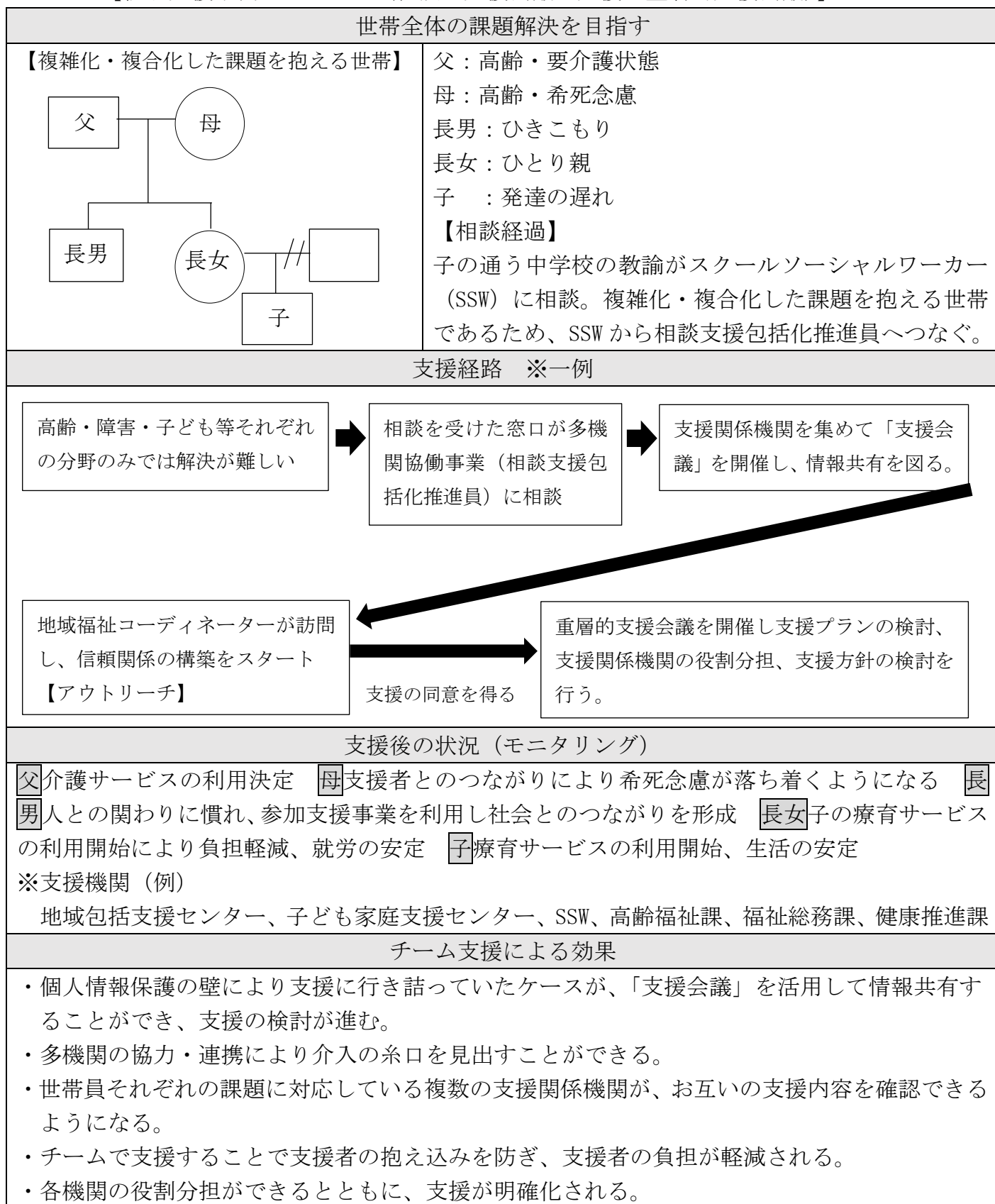
複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、支援が必要な当事者のみならず、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は支援者を支援する役割を担う事業でもあります。

本市では、各支援関係機関等で受けた相談のうち、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えており、多機関協働事業につながれた事例について、重層的支援会議や支援会議等を活用し、チームによる支援を行います。

#### 【支援の展開】

事業名	内容	実施機関	運営形態	所管課
相談支援総合調整会議の開催 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	相談支援に関する業務の総合調整等を行い、福祉に関する相談窓口の総合的な運営を図ります。	市	直営	福祉総務課
相談支援包括化推進員の配置 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	包括的な支援、相談支援包括化ネットワークの推進を図るため、市民なやみごと相談窓口を中核機関と位置付け、当該窓口職員及び地域福祉コーディネーターを相談支援包括化推進員として配置し、支援関係機関との連携を図ります。	・市 ・武蔵村山市社会福祉協議会	直営 /委託	福祉総務課
重層的支援会議の開催 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	支援関係機関間の連携や支援プランの作成、地域資源の把握・創出の検討を行います。	市	直営	福祉総務課
支援会議の開催 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	潜在的な課題保有者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも支援内容の検討を行います。	市	直営	福祉総務課

【個別支援事例のイメージ（相談⇒支援会議⇒支援⇒重層的支援会議）】



#### 4 参加支援事業

参加支援事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行う事業です。

また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや増隊に合った支援メニューを作ることを目的としています。

参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を目指します。

#### 【支援の展開】

対象分野	すべての方				
事業名 (根拠法令)	新重層的支援体制整備事業 (参加支援事業)				
	社会福祉法第106条の4第2項第2号				
相談支援機関名称	武蔵村山市社会福祉協議会	内容	参加支援を専門とする地域福祉コーディネーターを配置し、市民なやみごと相談窓口と連携しつつ、就労準備支援、就労体験、交流体験、ボランティア活動など、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行うとともに、新たな支援メニューの検討を行います。		
基本となる対象者	社会とのつながりを形成し、社会参加に向けた支援を行う必要がある方やその家族				
設置個所数	1か所	運営形態	委託	所管課	福祉総務課

## 5 地域づくり事業

地域づくり事業は、高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、属性を問わず交流できる居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行う事業です。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、地域づくりに向けた様々な支援を行い、住民や市民活動団体等の主体的な活動による多様な地域の居場所と連携しながら、地域活動の活性化を図ります。

### 【支援の展開】

対象分野	高 齢				
事業名 (根拠法令)	地域介護予防活動支援事業				
	介護保険法第115条の45				
地域づくり 拠点	●地域包括支援センター ●市内各所		内 容	高齢者の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合いの体制整備を推進し、ボランティア人材の育成研修、地域活動組織の育成・支援等を行います。	
基本となる 対象者	地域の高齢者とその支援者				
設置個所数	—	運営形態	委託	所管課	高齢福祉課

対象分野	高 齢				
事業名 (根拠法令)	生活支援体制整備事業				
	介護保険法第115条の45				
地域づくり 拠点	●地域包括支援センター ●市内各所		内 容	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実を図ります。	
基本となる 対象者	地域の高齢者とその支援者				
設置個所数	—	運営形態	委託	所管課	高齢福祉課

対象分野	障 害				
事業名 (根拠法令)	地域活動支援センター機能強化事業				
	障害者総合支援法第77条第1項第9号				
地域づくり 拠点	精神障害者地域活動支援センター「お伊勢の森」 (地域活動支援センターⅠ型)	内 容	地域で暮らす心の病を抱える方に対して、専門職員が相談に応じるとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、自立した生活や社会参加に向けた支援を行います。		
基本となる 対象者	地域の心の病を抱える方				
設置個所数	1 か所	運営形態	委託	所管課	障害福祉課

対象分野	障 害				
事業名 (根拠法令)	地域活動支援センター機能強化事業				
	障害者総合支援法第77条第1項第9号				
地域づくり 拠点	身体障害者福祉センター (地域活動支援センターⅡ型)	内 容	雇用・就労が困難な方に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。		
基本となる 対象者	身体障害者手帳を持つ市内の在宅生活をしている方（18歳以上65歳未満）				
設置個所数	1 か所	運営形態	委託	所管課	障害福祉課

対象分野	子ども				
事業名 (根拠法令)	地域子育て支援拠点事業				
	子ども・子育て支援法第59条第9号				
地域づくり 拠点	子育てひろば ●村山中藤保育園「櫻」 ●みらい保育園 ●れんげ武蔵保育園 ●三ツ藤クムクムこども園 ●大南つぼみ保育園		内容	地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、園庭開放、情報提供等を行い、保護者の育児不安や孤立感の解消を図り、子育て家庭に対する育児支援を行います。	
基本となる 対象者	就学前までの児童及びその家族				
設置個所数	5か所	運営形態	委託	所管課	子ども子育て支援課

対象分野	生活困窮/すべての方				
事業名 (根拠法令)	重層的支援体制整備事業（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）				
	社会福祉法第106条の4第2項第3号				
地域づくり 拠点	●武蔵村山市社会福祉協議会 ●市内各所		内容	地域住民の身近な場で、地域課題を多様な主体で検討できる場（小地域プラットフォーム）づくりの支援及び創出をし、身近な地域で起きている困りごと・求められていることなどをキャッチし、豊かな地域づくりに向けて活動していく「地域福祉サポーター」の担い手を増やします。また、地域資源の開発・活用に向けた検討等を行います。	
基本となる 対象者	すべての方				
設置個所数	—	運営形態	委託	所管課	福祉総務課

## 第7 会議体の設置・運営

本事業を円滑に推進するために、次の会議体を設置します。

	相談支援総合調整会議 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>		重層的支援会議	支援会議
	調整会議	担当者会議	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>
開催の目的	庁内における相談支援業務の総合調整等を行い、福祉に関する相談窓口の総合的な運営を図る。	庁内における相談支援業務に係る情報の共有及び連絡調整を図る。	多機関協働事業において実施し、支援関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討する。	会議の構成員に守秘義務を設け、潜在的な課題保有者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援方法について検討する。
根拠法令等	武蔵村山市相談支援総合調整会議設置要綱		社会福祉法第106条の4第2項第5号	社会福祉法第106条の6
対象者	—		複雑化・複合化した課題を抱える地域住民・世帯(単独の支援関係機関では対応が難しいケース)  【本人同意：必要】	・支援関係機関等がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題を抱える者やその世帯 ・自ら支援を求めることが困難な人等  【本人同意：不要】
開催頻度	随時開催	定期開催	随時開催	定期開催
構成員	相談支援業務を所管する部課長職	相談支援業務を所管する係長職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉総務課長</li> <li>・相談支援包括化推進員(市民なやみごと相談窓口職員、地域福祉コーディネーター)</li> <li>・支援関係機関等(地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者)の職員</li> </ul>	
所管課	福祉総務課			

## 第8 連携体制及び評価・進行管理

### 1 連携体制

庁内・支援関係機関等との連携体制については、多機関協働事業において配置される相談支援包括化推進員が各支援関係機関との連携における調整役を果たし、重層的支援会議及び支援会議を通じてチーム支援を行い本事業への理解を促進していきます。

また、福祉に関する相談窓口の総合的な運営を図る相談支援総合調整会議を通じて、庁内の連携体制の強化を図っていきます。

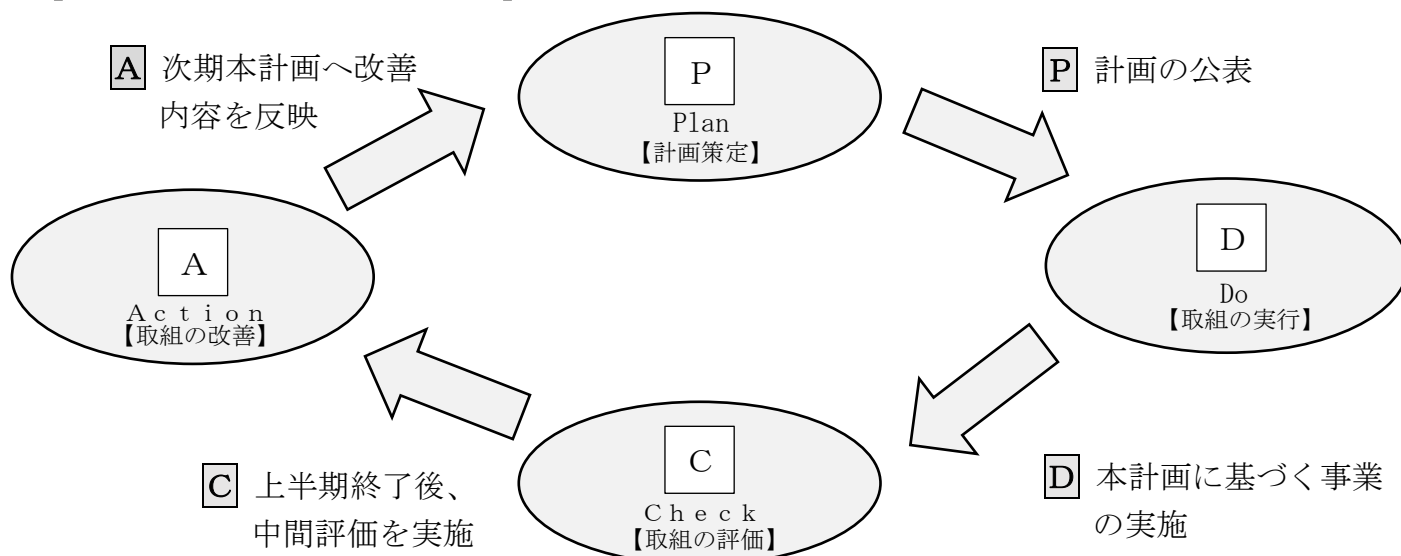
### 2 計画の評価及び進行管理

本計画の評価及び進行管理については、学識経験者、福祉関係者及び一般市民の方で組織する「武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会」並びに「重層的支援会議」の中で実施し、各分野の既存事業については、各個別計画の進捗状況の把握・評価の中で行います。

また、本事業の評価にあたっては、次に定める指標に基づき、数値による定量的な評価のほか、事業の実施状況について定性的な評価を行います。

なお、次期本計画については、「第6次武蔵村山市地域福祉計画」の計画期間と連動させ、令和9（2027）年度から令和14（2032）年度までの6年間を予定していることから、本計画の取組を実施していく中でPDCAサイクルを実行し、令和8年度上半期終了時の中間評価結果を踏まえ、次期本計画へ中長期的な観点から評価指標を設定し、より一層の取組の強化を図っていきます。

#### 【PDCAサイクル（イメージ）】



【評価指標】

実施目標	事業	定量評価	定性評価
実施目標 1 「支援の包括化・連携強化」	多機関協働事業	相談支援包括化推進員が受けた延べ相談件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の包括化や関係機関の連携がどのように対象者に役立ったか。</li> <li>・関係機関や支援者が支援の中で成功と感じた事例があるか。</li> <li>・支援関係機関において多機関協働事業により連携がスムーズになったか</li> </ul>
		制度の狭間（ひきこもり、セルフネグレクトなど）の支援対象者の数	
		支援者向け研修会の開催数	
実施目標 2 「地域住民のつながり促進」	地域づくり事業	地域福祉サポーターの登録者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体による地域活動を支援したことでのどのような効果が生まれたか</li> <li>・地域福祉サポーターとしての活動が価値のある活動だったか（活動後に次の活動にも参加したいと感じたかなど）</li> <li>・地域住民が自発的に交流活動を始めるなど、計画外の波及効果が確認できるか</li> </ul>
		住民主体による地域活動を支援した件数	
実施目標 3 「個別化された支援の確立」	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチによる延べ支援件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援内容の柔軟性や対応力</li> <li>・対象者のニーズ把握から支援プラン策定までの期間</li> <li>・支援開始後のフォローアップ体制の質</li> <li>・支援機関から包括化相談推進員への相談受付から支援会議開催までの期間</li> </ul>
	多機関協働事業	重層的支援会議の開催数	
		支援会議の開催数	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多機関協働事業</li> <li>・参加支援事業</li> <li>・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</li> </ul>	支援プラン策定件数	
		提供された支援サービスの種類の件数	
	一人に複数の支援を組み合わせた事例の割合		
参加支援事業	支援対象者と支援メニューとのマッチング件数		

【評価指標（つづき）】

実施目標	事業	定量評価	定性評価
実施目標 4 「地域資源の活用促進」	地域づくり事業	各分野の地域づくり事業関係者との連携会議の開催件数	・異なる福祉分野間での情報共有等実施状況
		地域資源の発掘及び整理した件数	・地域資源を活用することで実現した成果
		地域資源の活用に至った件数	・地域資源活用の活動が一過性で終わらず、継続性があるか

## 第9 資料編

### 1 用語解説（関連性別分類（50音順））

#### (1) 支援の方法（実際の支援アプローチ）

用語	内容
アウトリーチ支援	支援が必要な人が自らサービスを利用することが難しい場合に、支援関係者が積極的に関与し、直接訪問するなどして支援を提供する方法
参加支援	地域活動や社会的つながりへの参加を通じて、住民自身が主体的に関与し行動することを促す支援
属性を問わない相談支援	年齢、性別、障害の有無、社会的立場などに関係なく、誰もが相談できる窓口や体制を整備する支援
地域づくりに向けた支援	地域の住民や団体が協力して社会的課題に取り組み、住みやすい環境を構築するための支援の流れ
伴走支援	支援を必要とする人々に対して、一時的でなく長期間にわたり寄り添い、生活の安定を図る支援方法

#### (2) 支援体制（仕組みや役割、計画に関する要素）

用語	内容
アセスメント	支援開始前または支援中に、対象者の状況や課題を把握し分析するプロセス
支援会議	住民への支援を効果的に進めるための会議であり、関係する機関が参加し、対象者の状況を共有し、課題解決の方針を協議することを目的に開催する
支援プラン	アセスメントの結果をもとに、支援対象者の状況やニーズに応じた具体的な支援内容を定め、支援対象者本人の同意を得て作成する計画書
重層的支援会議	複雑化した住民のニーズに対応するため、複数の分野（高齢、障害、子ども、生活困窮など）の関係者が集まり、包括的な支援方針や支援プランの内容について協議することを目的に開催する
相談支援総合調整会議	重層的支援体制整備事業の実施に伴い、庁内の連携体制を強化することを目的に設置し調整会議・担当者会議・緊急会議の3つの役割を担う。 <b>【調整会議】</b> 相談支援業務の総合調整及び体制の構築について協議 <b>【担当者会議】</b> 相談支援業務における課題の共有等について協議 <b>【緊急会議】</b> 緊急的な困難事例について必要な調整を図る

相談支援包括化推進員	福祉や教育等多様な相談支援を包括的に調整し、サービスの漏れを防ぎながら対象者への適切な支援を目指す職
多機関協働	複数の分野（高齢、障害、子ども、生活困窮など）・専門機関が協力し合い、複雑な課題を持つ方に対して包括的な支援を提供する仕組み
地域福祉コーディネーター	地域における福祉課題を解決するために、住民や団体をつなぎ、資源を効果的に活用する役割を担う専門職
分野横断的支援 (分野を超えた支援)	特定の行政分野（例えば児童福祉や高齢者福祉など）に限定せず、複数の分野をまたぎ、複数の専門性を連携し対応する支援体制
包括的な支援体制	複数の分野（高齢、障害、子ども、生活困窮など）を統合し、支援対象の全体像を網羅した上で住民一人ひとりの複雑なニーズに的確に対応する支援の仕組み

### (3) 支援の対象（支援が求められる状況や課題）

用語	内容
支援ニーズ	支援を必要とする人が抱える具体的な要求や課題
社会的孤立	家庭や地域、職場などの人間関係や社会関係から切り離され、孤独や社会との断絶を感じる状態。
制度の狭間	個人が必要としている福祉や支援が既存制度上の対象にならず、十分なサービスや援助を受けられない状況
セルフネグレクト	自分自身の生活や健康管理を怠り、日常生活において重大な支障が生じる行動状態
ひきこもり状態	社会参加をせず、家庭に閉じこもった状態が原則6か月以上続いている状況
複雑化・複合化した課題	住民が抱える社会問題が、多岐にわたる分野に深く関連し合い、一つの対応策では解決できない状況

### (4) 地域における資源と仕組み（活用できる資源や地域の仕組み）

用語	内容
社会資源	福祉や医療、教育、労働など、全国的に存在する支援制度や施設、団体など指し、公共機関や民間サービスも含まれている
地域資源	地域内に存在する人材、団体、施設、制度、文化、情報など、その地域特有の価値や資源
地域福祉エリア	地域ごとの特性や住民ニーズに応じて福祉サービスを提供するために設定されたエリア

(5) 連携や共同を進める場や枠組み

用語	内容
居場所 (福祉の意味)	社会的孤立解消や生活安定を目的として、住民が安心して過ごせる場（例えば地域のサロンやコミュニティカフェなど）
小地域プラットフォーム	住民や福祉関係者、企業など多様な主体が連携し、地域課題に取り組むための仕組みや場

## 2 重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討委員会の開催状況等

### (1) 令和6年度

項目	日時・場所	主な内容
第1回	日時：令和6年10月2日(水) 場所：中部地区会館401 大集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>重層的支援体制整備事業について(概要)</li> <li>包括的相談支援体制の構築等に係る検討について</li> </ul>
第2回	日時：令和6年11月20日(水) 場所：中部地区会館403集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの複合的課題相談対応に関する調査結果について</li> <li>武蔵村山市重層的支援体制整備事業移行計画(素案)について</li> </ul>
書面	期間：令和6年12月10日(火) から同年12月25日(水) まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>武蔵村山市重層的支援体制整備事業移行計画(素案)に関する意見照会について</li> <li>※委員会から庁内及び支援関係機関等に対し意見照会を実施</li> </ul>
第3回	日時：令和7年1月22日(水) 場所：中部地区会館401 大集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>武蔵村山市重層的支援体制整備事業移行計画(原案)の決定について</li> </ul>

### (2) 令和7年度

項目	日時・場所	主な内容
第1回	日時：令和7年12月25日(木) 場所：さくらホール展示室	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市における重層的支援体制整備事業の本格実施に向けた動向について</li> <li>重層的支援体制整備事業の実施に伴う「相談支援総合調整会議」の設置について</li> <li>武蔵村山市重層的支援体制整備事業実施計画(素案)について</li> </ul>
書面	期間：令和8年1月13日(火) から同年1月27日(火) まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>武蔵村山市重層的支援体制整備事業実施計画(素案)に関する意見照会について</li> <li>※委員会から庁内、支援関係機関等、地域住民に対し意見照会を実施</li> </ul>
第2回	日時：令和8年2月5日(木) 場所：さくらホール集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援総合調整会議設置要綱(原案)の決定について</li> <li>武蔵村山市重層的支援体制整備事業実施計画(原案)の決定について</li> </ul>

# 武蔵村山市重層的支援体制整備事業実施計画

(令和8年度)

発行年月/令和8年3月

発行/武蔵村山市

編集/武蔵村山市健康福祉部福祉総務課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042-565-1111 (代表)